

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年十一月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月七日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小野寺 貴 郎

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 新堀尾島線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
熊谷市市ノ坪字一本木六番一―地先から 同市市ノ坪字一本木九番四地先まで		区 間
一 二 ・ 〇 〇 〽 一 二 ・ 一 八	五 ・ 二 五 〽 七 ・ 九 二	敷地の幅員 (メートル)
一 二 〇 ・ 二 四		延 長 (メートル)
道路改良工事のため		備 考